



平成 29 年中に農業収入がある人のうち、ご自身で農業所得収支内訳書の作成が困難な人を対象に事前作成会を開催します。

問合せ 税務課

☎(43) 1111 内線 133

FAX(43) 1125

▼事前作成会日程

午前の部／午前 9 時～11 時
午後の部／午後 1 時 30 分～3 時 30 分

12 月 21 日(木)		12 月 20 日(水)		とき
午後	午前	午後	午前	対象地区
大字幸手、内国府間、千塚、円藤内、松石、高須賀、外国府間、吉野、吉野 1 丁目、神扇、平野、中野、長間、栄、香日向 1～4 丁目	天神島 1 丁目、平須賀、平須賀 1・2 丁目、上高野、上高野 1 丁目、神明内、天神島、緑台 1・2 丁目、権現堂、中川崎、下川崎、東 1～5 丁目、西 1・2 丁目、中 1～5 丁目、北 1～3 丁目、南 1～3 丁目	榎野地、戸島、戸島 1・2 丁目	上吉羽、木立、下宇和田、上宇和田、下吉羽	

※対象地区以外の日時でも、参加することができます。
※ご自身で作成できる場合は、来場の必要はありません。

冬期休日夜間診療・冬期小児休日診療を開始します

問合せ 健康増進課 ☎(42) 8421・FAX(42) 2130

インフルエンザなどが猛威を振るう冬期、休日や夜間の急な発熱などの急病に備え、休日夜間診療・小児休日診療を実施します。

※詳細については、毎月の本紙裏表紙をご確認ください。

※必ず電話照会の上、受診してください。

※お薬を飲んでいる場合は、薬剤情報カード(薬の説明書)を持参してください。



○冬期休日夜間診療

診療期間 12 月 3 日～平成 30 年 3 月 11 日の日曜、祝日、年末年始

診療時間 午後 7 時～10 時

診療科目 内科

○冬期小児休日診療

診療期間 12 月 29 日・30 日、平成 30 年 1 月 7 日～3 月 11 日の日曜・祝日

診療時間 午前 9 時～正午

診療科目 小児科

○受診すべきかどうか迷ったら

県の救急電話相談(24 時間対応、年中無休)をご利用ください。

専用ダイヤル # 7119

または ☎ 048(824) 4199

※救急電話相談は、医療行為ではなく、電話でアドバイスをを行い、相談者の判断の参考としていただくものです。ご理解の上、ご利用ください。

○こまめに手を洗って感染症を予防しましょう

冬期に流行しやすいインフルエンザ・ノロウイルスなどの感染症を予防するために共通して重要なことは「こまめに、正しく手を洗うこと」です。

【正しい手洗いのポイント】

- ①せっけんなどをしっかり泡立てる
- ②手のひらだけではなく、手の甲や指先、爪の間、指の間もしっかりとこする
- ③流水でしっかりすすぎ、清潔なタオルなどで拭き取る。

○かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけ医とは、病気になったときの初期の医療や日ごろの健康に不安を感じたときに相談できる身近な診療所の医師のことです。

身体の不調を感じたときは、早めに通常の診療時間内に「かかりつけ医」に相談し、適切なアドバイスを受けましょう。

平成 29 年分税務説明会

問合せ 春日部税務署 ☎ 048(733) 2111

年末調整説明会及び消費税の軽減税率制度に関する事業者向け説明会

と き 11月21日(火)①午後1時～2時

②午後2時～4時

ところ ウェルス幸手2階研修室

内 容 ①消費税軽減税率制度 ②年末調整

青色決算説明会

青色申告決算書の作成方法や作成にあたっての注意点などについて、説明会を開催します。

と き 12月11日(月)

午後1時30分～3時30分

ところ 商工会館2階会議室



▼持ち物

領収書、出荷伝票、筆記用具、電卓、固定資産税額が分かるもの(納税通知書および課税資産明細書)

※持参資料に基づき、収支内訳書をご自身で作成していただきますので、事前に領収書などの計算をしておいてください。

▼収支内訳書について

収支内訳書は、所得申告の際に必要となりますので、それまでに作成しておいてください。

※収支内訳書、減価償却計算例および参考資料は、市役所税務課、ウェルス幸手、コミュニティセンターで配布しています。

青少年育成推進員の活動

青少年の健全育成に取り組む団体として、平成29年度か

内閣府では、11月を「子供・若者育成支援強調月間」と定め、他省庁や自治体、青少年関係諸団体と連携し、児童虐待の予防、非行防止、犯罪や有害環境から守る取組み、子育て家庭への支援、青少年の社会的自立支援の推進、いじめの防止などの取組みを全国一斉に展開します。

また、県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」、市では11月1日～15日を「いじめ防止強化期間」と定め、市内各学校と連携しながら、いじめの未然防止のための取組みを積極的に推進します。

11月は子供・若者育成支援強調月間

問合せ 社会教育課 ☎ (43) 1111 内線 643・FAX (42) 5803
学校教育課 ☎ (43) 1111 内線 632・FAX (43) 3188



ら、幸手市青少年育成推進員協議会が発足しました。協議会では、つぎのような活動を行っています。

▼学校訪問

(市内小・中学校、高等学校)

子どもたちの現状について

の情報交換

▼非行防止パトロール

子どもや若者が集まる場所

の夜間巡回

▼非行防止キャンペーン

幸手駅、杉戸高野台駅にお

ける啓発活動

▼子ども110番の家との連携

会議での情報交換

相談窓 □

▼心すこやか支援室

不登校や友人関係、進路などで悩んでいる市内小・中学生や卒業生、その保護者から

の相談をお受けしています。

相談日 月曜～金曜日午前9

時30分～午後3時30分

ところ 幸手市東3-12-25

問合せ 心すこやか支援室

☎ (42) 0356

▼電話相談窓口

埼玉県よい子の電話教育相談

(24時間365日対応)

○子ども(18歳以下専用)

☎ 0120(86)3192

○保護者専用

☎ 048(556)0874

○メール相談

✉ soudan@spec.ed.jp

埼玉県警察少年

サポートセンター

相談日 月曜～土曜日午前8

時30分～午後5時15分

※祝日・年末年始を除く

問合せ ヤングテレホンコー

ナー ☎ 048(861)1152